

The background of the entire page features a blue and white grid pattern in the upper left corner, transitioning into a blue field with faint, overlapping gear and circular patterns. The text is centered horizontally.

いししんの現況

DISCLOSURE 2025

群馬県医師信用組合

目次

ごあいさつ	1
経営理念	1
沿革	1
組織図	1
組合員の推移	1
総代会	2
総代のご紹介	2
役員の状況	2
職員の状況	2
令和6年度の事業概況	3
貸借対照表	3
損益計算書	7
剰余金処分計算書	7
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	7
主要な計数・指標の推移	8
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	8
資金収支その他経営諸比率	8
預金人格別残高	8
預金種目別平均残高	8
総資産利益率・総資金利ざや等	8
受取利息及び支払利息の増減	8
貸倒引当金の内訳	9
貸出金償却額	9
貸出金種類別平均残高	9
貸出金担保別、使途別、業種別残高・構成比	9
リスク管理債権及び同債権に対する保全額	9
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	10
貸出金金利区分別残高	10
有価証券種類別平均残高	10
有価証券の時価情報	10
経費の内訳	10
代理貸付残高	10
内国為替の取扱実績	10
諸手数料	10
自己資本の充実の状況等	11
《定性的な開示事項》	11
《単体における事業年度の開示事項》	13
法令の遵守体制	22
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	22
『『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針』及びその取組状況	22
地域密着型金融への取組み状況(4.4～5.3)	23
当組合の地域貢献	23
当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	23
苦情受付・対応態勢(令和6年4月1日現在)	25
報酬体系	25

- ・店舗一覧 本店 前橋市千代田町一丁目7番4号
- ・地区一覧 群馬県全域
- ・1店舗当たり預金残高 1店舗営業につき省略
- ・1店舗当たり貸出残高 1店舗営業につき省略
- ・その他、当組合に該当しない或いは取扱がないため記載を省略した項目

①自動機器の設置状況	⑥外貨建資産残高	⑪公共債窓販実績
②子会社の状況	⑦オフバランス取引	⑫公共債引受額
③信用組合の代理業者	⑧先物取引の時価情報	⑬会計監査人による監査
④財形貯蓄残高	⑨オプション取引の時価情報	
⑤商品有価証券	⑩外国為替取扱実績	

ごあいさつ



組合員の皆様方には、日頃より格別のご愛顧を賜り心より厚く御礼申し上げます。

ここに当組合のディスクロージャー誌「いししんの現況」をお届けいたします。

本冊子は当組合の令和6年度の業績や財務内容、経営方針等をまとめたものです。当組合をより深く理解していただく一助としてご高覧賜れば幸いに存じます。

今後とも組合員の皆様方に充実した金融サービスをご提供するとともに、経営の健全性と基盤の強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導をよろしくお願い申し上げます。

令和7年7月

群馬県医師信用組合
理事長 須藤 英仁

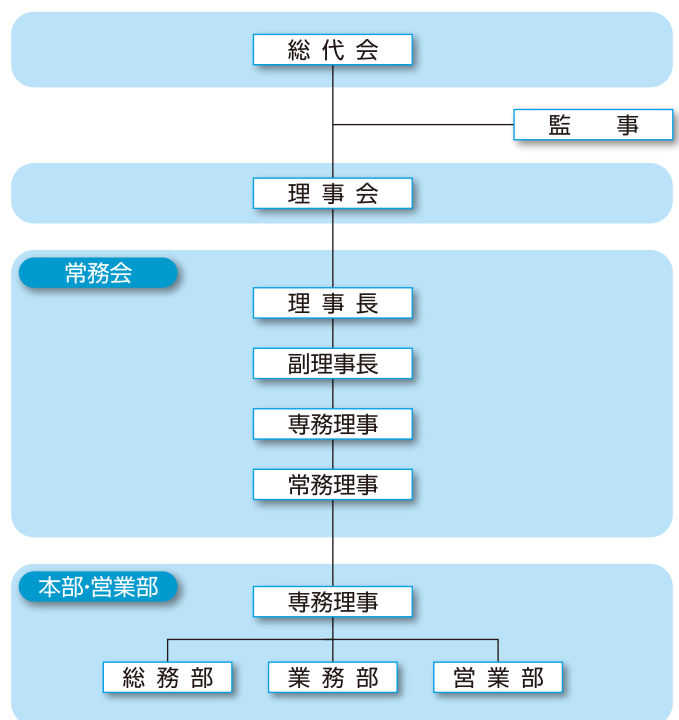
経営理念

当組合は群馬県医師会を設立母体とし、営業基盤を県内の医師会員とその家族ならびに医療関連団体に置いております。したがって、医療業界の事情を十分に把握した専門金融機関として金融サービスの向上に努め、組合員との連携・相互扶助の精神に支えられた姿勢を経営に反映し、組合員皆様の医業経営に貢献するとともに、地域医療の発展に寄与することを目指しております。

沿革

- 昭和46年11月 群馬県医師信用組合設立 組合員数498名
初代理事長 羽生田進先生
組合事務所 群馬メディカルセンター本館1階
(団体加盟)
全国信用組合中央協会
全国信用協同組合連合会
- 昭和48年 5月 第2代理事長に池上直一先生就任
- 昭和49年12月 医療金融公庫代理店契約締結
- 昭和50年 5月 第3代理事長に鶴谷孔明先生就任
- 昭和52年 3月 店舗移転(メディカルセンター本館1階から別館3階へ移転)
- 昭和58年 8月 自営オフライン・コンピュータ導入
- 昭和62年 5月 第4代理事長に太田武史先生就任
- 昭和62年10月 第5代理事長に家崎智先生就任
- 平成 2年 3月 店舗移転(メディカルセンター別館3階から現在の同2階へ移転)
- 平成 3年 3月 自営オンライン・コンピュータ導入
- 平成 7年11月 全国銀行内国為替制度に加盟
- 平成11年12月 第6代理事長に赤沢達之先生就任
- 平成12年 4月 信用組合監督・検査事務が群馬県から国へ移管
- 平成12年 6月 員外監事制度導入(公認会計士、弁護士)
- 平成16年 3月 インターネット上にホームページ開設
- 平成17年 6月 第7代理事長に鶴谷嘉武先生就任
- 平成18年 1月 信用組合共同センター加盟。基幹系電算システム移行センター処理開始
- 平成25年 3月 総預金200億円達成
- 平成25年11月 第8代理事長に月岡関夫先生就任
- 平成28年 6月 第9代理事長に須藤英仁先生就任

組織図



組合員の推移

(単位:人)

区分	令和6年3月期	令和7年3月期	増減
個人	856	839	△17
法人	299	297	△2
合計	1,155	1,136	△19

総代会

1.総代会の仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。

また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営に参加することができます。

しかし、当組合は組合員1,136名と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法および定款に定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により、運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議がおこなわれます。

2.総代の選出方法・任期・定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、定款および総代選挙規定に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1)総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規定等に則り、各地区医師会毎に自ら立候補した方もしくは各地区医師会内の組合員10名以上から推薦された方の中から、その地区医師会に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区医師会における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

(2)総代の任期・定数

総代の任期は2年となっております。

総代の定数は、100人以上110人以内です。

地区別の定数は、地区医師会の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。

3.総代の役割

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合に反映させる重要な役割を担っております。

4.総代会の決議事項

日 時 令和7年6月26日(木) 午後3時

場 所 群馬メディカルセンター 小会議室

出席者85名

1.開会の辞

2.理事長挨拶

3.議長選出

4.議事

<議決事項>

第1号議案 令和6年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、剰余金処分案の承認の件

第2号議案 令和7年度事業計画案ならびに収支予算案の承認の件

以上2議案すべて原案どおり承認可決されました。

5.閉会の辞

総代のご紹介

(敬称略:地区別五十音順)

地区	総代数	総代名
前 橋 地 区	28名	我妻通明⑦ 家崎桂吾③ 今泉友一⑫ 生方 聡② 小澤聖史② 片 平 均⑩ 岸川一郎⑫ 清宮和之⑦ 小中俊太郎③ 佐藤 泉⑦ 猿木和久⑧ 下田隆也④ 直田祐子③ 須田浩充⑨ 竹越哲男① 田中 義⑰ 中嶋宏治⑳ 中屋光雄⑭ 野村洋二⑪ 萩原廣明⑫ 橋爪洋明③ 服部徳昭① 苗木 真⑧ 三浦信明⑫ 道下正彦③ 村松誠司① 望月和子⑫ 山田邦子⑬
高 崎 地 区	18名	有賀長規⑪ 植原政弘④ 岡本克実⑦ 駒井和子⑥ 近藤清康① 坂本道子④ 重田 誠⑥ 善如寺恵子④ 田村 仁④ 土屋 智④ 角田 隆⑩ 長島 勇⑨ 萩原 修⑤ 長谷川等④ 水内 整⑤ 道又俊子④ 森田英樹⑧ 吉川守也⑩
桐 生 地 区	9名	飯山三男⑧ 大澤英夫⑫ 菊地一真④ 北川 洋⑬ 北川泰久⑥ 小暮晴一郎⑪ 須永吉信⑥ 高橋 厚① 永田 徹⑥
伊勢崎佐波地区	9名	阿部友厚② 五十嵐清人⑧ 大澤 誠⑭ 桑原龍雄⑯ 田口 勉⑤ 堤 京子⑤ 都丸浩一③ 美原 樹⑬ 山田俊彦⑦
太 田 地 区	8名	江原浩司③ 荻野法之② 小島正人② 小林信一③ 中野正美⑯ 堀越健太郎⑭ 山口進久② 和賀一雄⑥
群 馬 郡 地 区	4名	佐藤洋一⑫ 佐藤泰平⑪ 林 信義① 水口滋之⑤
渋 川 地 区	5名	川島 理⑦ 齋藤修一④ 塚越秀男① 中野正幸⑦ 松本達彦⑤
藤 岡 多 野 地 区	6名	栗原 透⑤ 杉山博之⑥ 関口哲郎② 深沢和浩① 松本文和② 山崎恒彦⑭
富岡市甘楽郡地区	2名	武田滋利② 宮崎 誠②
安 中 地 区	4名	清水龍一⑤ 本多 真⑥ 藤巻康喜⑤ 柳澤 肇②
吾 妻 郡 地 区	2名	櫻井慶一② 高嶺一雄⑤
沼 田 利 根 地 区	4名	石田智之② 角田 守③ 林 秀彦③ 藤塚 勲③
館林市邑楽郡地区	5名	井上研次② 海宝雄人② 小柳富彦⑦ 柴田信義⑤ 松本恵理子⑦

任 期 令和8年5月16日

※氏名の後に就任回数を記載しております。

役員の状況 令和7年6月26日現在

役職名	氏 名	就任年月日	所属医師会等	代表非代表の別	常勤非常勤の別	担当部門
理 事 長	須藤 英仁	平成28年6月30日	群馬県医師会	代 表	非常勤	
副理事長	西松 輝高	平成28年6月30日	群馬県医師会	代 表	非常勤	
副理事長	川島 崇	平成28年6月30日	群馬県医師会	代 表	非常勤	
専務理事	高橋 満	令和6年6月27日		代 表	常 勤	業務全般
常務理事	今泉 友一	令和2年6月25日	群馬県医師会	非代表	非常勤	
理 事	須田 浩充	令和2年6月25日	前橋市医師会	非代表	非常勤	
理 事	岡本 克実	令和2年6月25日	高崎市医師会	非代表	非常勤	
理 事	羽鳥 則夫	令和6年6月27日	伊勢崎佐波医師会	非代表	非常勤	
理 事	中野 正美	令和2年6月25日	太田市医師会	非代表	非常勤	
理 事	水口 滋之	平成26年6月26日	群馬郡医師会	非代表	非常勤	

役職名	氏 名	就任年月日	所属医師会等	代表非代表の別	常勤非常勤の別	担当部門
理 事	中野 正幸	令和4年6月23日	渋川地区医師会	非代表	非常勤	
理 事	栗原 透	令和4年6月23日	藤岡多野医師会	非代表	非常勤	
理 事	武田 滋利	令和2年6月25日	富岡市甘楽郡医師会	非代表	非常勤	
理 事	布施 正博	令和4年6月23日	吾妻郡医師会	非代表	非常勤	
理 事	林 秀彦	令和4年6月23日	沼田利根医師会	非代表	非常勤	
理 事	松本恵理子	令和4年6月23日	館林市邑楽郡医師会	非代表	非常勤	
監 事	菊地 一真	令和2年6月25日	桐生市医師会	非代表	非常勤	
監 事	本多 真	令和2年6月25日	安中市医師会	非代表	非常勤	
監 事	足立 進	平成12年6月21日	弁 護 士	非代表	非常勤	業務監査
監 事	桂川 修一	平成26年6月26日	公 認 会 計 士	非代表	非常勤	会計監査

・定款に定める理事数 13人以上18人以内

・定款に定める監事数 3人以上4人以内

・任 期 令和8年開催の定時総代会終結の時

職員の状況

区 分	前期末	当期末	増減(△)
職員数	4人	4人	0人

・職員数には、アルバイト、パートおよび被出向者の職員は含んでおりません。

令和6年度の事業概況

＜事業方針＞

当組合は、協同組織金融機関として相互扶助の精神に基づき、医業及びこれに関連する事業を営む中小規模の事業者の経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図るために必要な金融事業を行うとともに、地域医療の発展に貢献することを理念として事業を推進しております。

＜金融経済環境＞

わが国の経済は、一部に足踏みが残るものの、雇用・所得環境の改善が進んだことで緩やかな回復基調が続きました。一方、物価上昇の継続に伴う消費マインドの変化や、米国の関税政策、金利・為替相場の変動による景気への影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況も続いています。

＜業績＞

こうした金融経済環境のなか、有価証券の利息増加や経費削減等により、コア業務純益は前期比12百万円増加の35百万円となりました。なお、当期純利益は低収益の国債を一部売却し705百万円の売却損を計上したため▲683百万円となりました。

預金積金は前期比18億円減少の207億円、貸出金については同2億円減少の45億円となりました。

有価証券については、低収益の国債を一部売却したことから、評価損額は657百万円に減少しました。

出資金の配当につきましては、当期赤字決算となりましたので前期に続き無配当とさせていただきます。

＜事業の展望と今後の課題＞

今後の主要課題を以下の4点と考えております。

- ・業績面については、過去の反省を踏まえ金利リスクの低減を図りながら、貸出金、預け金、有価証券をバランス良く運用し、収益力向上を目指します。
- ・医療事業の専門金融機関としての特色を活かした提案を行うことで、他金融機関との差別化を図り、営業基盤の拡充に努めます。
- ・勤務医からの独立開業はもとより、後継者不在クリニックの承継問題に積極的に関与し、地域医療の維持・発展のため尽力いたします。
- ・マネロン・テロ資金供与対策及び金融犯罪対策を経営の重要課題と捉え、経営陣のリーダーシップの下、役職員一丸となって取組みます。

貸借対照表

(単位:千円)

資産の部			負債及び純資産の部		
科 目	令和6年3月末	令和7年3月末	科 目	令和6年3月末	令和7年3月末
現金	4,218	3,613	預金積金	22,596,578	20,769,872
預け金	9,426,315	8,791,898	普通預金	8,915,481	8,437,247
有価証券	9,556,390	8,006,348	別段預金	—	20
国 債	7,661,210	3,676,080	定期預金	13,323,132	11,920,059
地方債	—	1,468,348	定期積金	357,965	412,545
社 債	1,895,080	2,861,820	その他負債	14,888	10,246
株 式	100	100	未払費用	1,865	4,490
貸出金	4,709,849	4,545,540	給付補填備金	22	58
手形貸付	184,900	196,100	未払法人税等	6,889	345
証書貸付	4,524,949	4,349,440	前受収益	1,099	1,460
その他資産	35,270	42,475	払戻未済金	2,990	1,980
全信組連出資金	8,000	8,000	その他の負債	2,022	1,911
未収収益	15,490	24,112	賞与引当金	1,276	1,076
その他の資産	11,780	10,363	退職給付引当金	16,499	16,947
有形固定資産	0	0	役員退職慰労引当金	21,900	21,700
建物	0	0	負債の部合計	22,651,142	20,819,841
その他の有形固定資産	0	0	(純資産の部)		
無形固定資産	673	486	出資金	160,461	158,741
ソフトウェア	673	486	普通出資金	160,461	158,741
繰延税金資産	11,870	—	利益剰余金	1,738,200	1,055,093
貸倒引当金	△15,077	△14,584	利益準備金	220,650	220,650
(うち個別貸倒引当金)	(△950)	(△950)	その他利益剰余金	1,517,550	834,443
			特別積立金	1,484,000	1,504,000
			当期末処分剰余金	33,550	△669,556
			組合員勘定合計	1,898,661	1,213,834
			その他有価証券評価差額金	△820,295	△657,898
			評価・換算差額等合計	△820,295	△657,898
			純資産の部合計	1,078,366	555,935
資産の部合計	23,729,509	21,375,777	負債及び純資産の部合計	23,729,509	21,375,777

注記事項

1. 以下の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	10年
その他	8年～20年
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計算した額と、税法基準で計算した額のうち大きい方の額を引当することとなっております。本年度は税法基準に基づき計算した額を計上しております。

破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門の協力の下に資産査定部門が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
6. 賞与引当金は職員への賞与の支払いに備えるため、賞与の支給見込み額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合退職による要支給額の100%相当額を計上しております。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当該事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
10. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 5百万円
11. 有形固定資産の減価償却累計額 5百万円
12. 貸出金のうち、破綻先債権は950千円、延滞債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本または利息支払いの遅延が相当期間継

- 続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
13. 貸出金のうち、3か月以上の延滞債権は134百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 14. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
 15. 破綻先債権額、延滞債権額及び3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は135百万円であります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 16. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
 17. 担保に提供している資産は次のとおりであります。

担保に提供している資産	預け金 500百万円(為替決済保証金)
-------------	---------------------
 18. 出資1口当たりの純資産額 3,502円15銭であります。
 19. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、資金運用目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関

する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、本部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記し、本部においてALMに関する方針に基づき、理事会・常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的に金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会・常務会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の承認を得た運用方針に基づき、理事会の監督の下、リスク管理方針および管理規定に従い行われております。このうち、本部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii)デリバティブ取引

当組合では、デリバティブ取引は行っておりません。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に使用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けるとともに、それぞれの金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、規定された金利変動幅を用いて算出しております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、日本円金利に1.00%の上方パラレルシフト(指標金利の上昇)が生じた場合、経済価値は625百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場

合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金は簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

20.金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	8,791	8,797	6
(2)有価証券	8,006	7,950	△ 56
満期保有目的	979	923	△ 56
その他有価証券	7,026	7,026	—
(3)貸出金 (*1)	4,545	4,544	△ 1
貸倒引当金(*2)	△ 14	△ 14	0
	4,531	4,530	△ 1
金融資産計	21,328	21,276	△ 52
(1)預金積金	20,769	20,675	△ 94
金融負債計	20,769	20,675	△ 94

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という)。

- ②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
 ③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく
 区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	100
全信組連出資金(*1)	8,000
合 計	8,100

(*1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としてはおりません。非上場株式は、信組情報サービス株式会社 100千円であります。

21. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、が含まれております。以下24.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の有価証券

(単位:百万円)

時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国 債	—	—	—
地方債	979	923	△ 56
社 債	—	—	—
小 計	—	—	—
合 計	979	923	△ 56

(注) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

(単位:百万円)

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国 債	1,727	1,722	4
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
小 計	1,727	1,722	4
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国 債	1,948	2,372	△ 423
地方債	488	499	△ 11
社 債	2,861	3,089	△ 227
小 計	5,299	5,961	△ 662
合 計	7,026	7,684	△ 657

(注) 貸借対照表計上額は当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

22. 当期中に売却した満期保有目的の有価証券はありません。

23. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

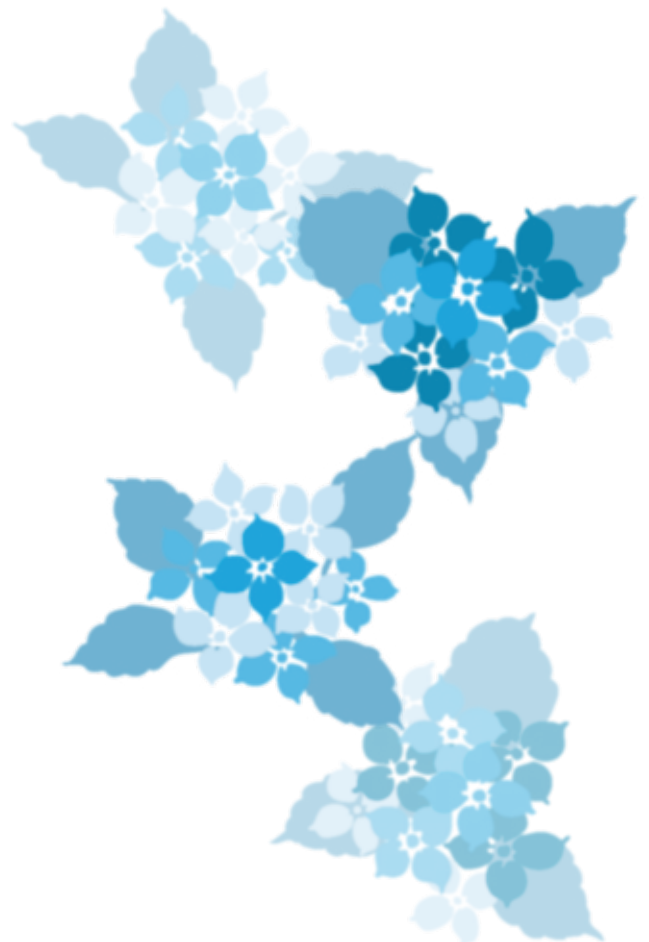
売却価額	売却益	売却損
3,561百万円	—	705百万円

24. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	1,112	615	—	1,948
地方債	45	99	388	934
社 債	—	783	1,614	463
合 計	1,157	1,498	2,003	3,346

25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の計上はありません。



損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年3月期	令和7年3月期
経常収益	126,633	139,076
資金運用収益	123,266	135,142
貸出金利息	46,675	45,518
預け金利息	7,562	19,867
有価証券利息配当金	68,708	69,436
その他の受入利息	320	320
役務取引等収益	979	1,141
受入為替手数料	966	1,128
その他の役務収益	13	13
その他業務収益	639	2,299
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	1,427
その他の業務収益	639	871
その他経常収益	1,748	492
貸倒引当金戻入益	1,748	492
その他の経常収益	—	—
経常費用	104,898	809,917
資金調達費用	2,583	8,727
預金利息	2,544	8,658
給付補填備金繰入額	39	68
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	2,612	3,256
支払為替手数料	363	397
その他の支払手数料	681	721
その他の役務費用	1,567	2,137
その他業務費用	—	705,585
国債等債券売却損	—	705,585
経 費	96,502	89,147
人件費	60,673	53,104
物件費	35,763	35,988
税 金	66	54
その他経常費用	3,200	3,200
貸倒引当金繰入額	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	3,200	3,200
経 常 利 益	21,734	△ 670,841
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	21,734	△ 670,841
法人税、住民税及び事業税	6,948	396
法人税等調整額	△ 909	11,870
法人税等合計	6,038	12,266
当 期 純 利 益	15,695	△ 683,107
繰越金(当期首残高)	17,854	13,550
当期末処分剰余金	33,550	△ 669,556

1. 令和7年3月期の出資1口当たりの当期純損失金額は4,303円28銭であります。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和6年3月期	令和7年3月期
当期末処分剰余金	33,550,725	△ 669,556,940
当期純利益	15,695,947	△ 683,107,665
繰越金(当期首)	17,854,778	13,550,725
剰余金処分額	20,000,000	0
普通出資に対する配当金	0	0
(配当率)	(年0%)	(年0%)
特別積立金	20,000,000	0
繰越金(当期末)	13,550,725	△ 669,556,940

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第54期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部検査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月26日

群馬県医師信用組合

理事長 須藤 英 仁

主要な計数・指標の推移

(単位:百万円)

項 目	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
預金残高	22,160	22,333	22,900	22,596	20,769
貸出金残高	6,077	5,506	5,364	4,709	4,545
預貸率(期末残高)	27.42 %	24.66 %	23.42 %	20.84 %	21.88 %
預貸率(期中平均残高)	26.45 %	26.19 %	24.07 %	21.92 %	21.50 %
有価証券残高	9,991	11,123	9,240	9,556	8,006
預証率(期末残高)	45.09 %	49.80 %	40.34 %	42.29 %	38.54 %
預証率(期中平均残高)	38.72 %	43.30 %	49.48 %	44.26 %	38.93 %
総資産額	24,875	24,855	24,396	23,729	21,375
純資産額	1,927	1,770	1,438	1,078	555
資金調達勘定 平均残高	22,877	23,053	23,095	22,881	21,933
資金運用勘定 平均残高	24,754	24,944	24,993	24,787	23,413
経常収益	149	148	144	126	139
経常利益	36	35	41	21	△ 670
業務純益	38	34	43	23	△ 668
コア業務純益	38	28	45	23	35
当期純利益	26	25	30	15	△ 683
自己資本比率	19.14 %	21.07 %	21.16 %	21.35 %	16.53 %
組合員数	1,211 人	1,192 人	1,178 人	1,155 人	1,136 人
出資金額	167	165	163	160	158
出資配当率／配当金額	2.0 %／3	2.0 %／3	2.0 %／3	0.0 %／0	0.0 %／0
常勤従業員数	5 名	5 名	5 名	5 名	5 名

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。
3. 店舗は本店のみにつき、1カ店当たりの預金及び貸出金残高は省略いたします。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位:千円)

科 目	年度	平均残高	利息	利回%	
資金運用勘定	7年3月期	24,424,737	135,142	0.57	
	6年3月期	24,798,064	123,266	0.49	
	貸出金	7年3月期	4,715,748	45,518	0.96
		6年3月期	5,016,534	46,675	0.93
	預け金	7年3月期	10,160,386	19,867	0.19
		6年3月期	9,644,971	7,562	0.07
	有価証券	7年3月期	8,540,602	69,436	0.81
		6年3月期	10,128,559	68,708	0.67
	その他	7年3月期	8,000	320	4.00
		6年3月期	8,000	320	4.00
資金調達勘定	7年3月期	21,933,605	8,727	0.03	
	6年3月期	22,881,972	2,583	0.01	
	預金積金	7年3月期	21,933,605	8,727	0.03
		6年3月期	22,881,972	2,583	0.01
	借入金	7年3月期	—	—	—
		6年3月期	—	—	—

(注) 1. 借入金の利息は資金運用勘定の利息に計上しております。

資金収支その他経営諸比率

(単位:百万円)

科 目	令和6年3月期	令和7年3月期
資金運用収益	123	135
資金調達費用	2	8
資金運用収支	120	126
役務取引等収益	0	1
役務取引等費用	2	3
役務取引等収支	△ 1	△ 2
その他業務収益	0	2
その他業務費用	—	705
その他業務収支	0	△ 703
業務粗利益	119	△ 579
業務粗利益率(%)	0.48	△ 2.47

業務粗利益率= $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

預金人格別残高

(単位:百万円)

種 目	令和6年3月期		令和7年3月期	
	金 額	構成比%	金 額	構成比%
個 人	12,185	553.9	11,467	55.2
法 人	10,411	46.0	9,301	44.8
一般法人	10,411	46.0	9,301	44.8
公金	0	0.0	0	0.0
合 計	22,596	100.0	20,769	100.0
組合員以外の預金残高	1,031	4.56	1,267	6.10

(注) 組合員以外の預金については、総預金残高の20%相当額まで認められております。

預金種目別平均残高

(単位:百万円)

種 目	令和6年3月期		令和7年3月期	
	金 額	構成比%	金 額	構成比%
流動性預金	8,976	39.2	8,918	40.6
定期性預金	13,905	60.7	13,014	59.3
合 計	22,881	100.0	21,933	100.0

総資産利益率・総資金利ざや等

(単位:%)

科 目	令和6年3月期	令和7年3月期
総資産経常利益率	0.08	△ 2.86
総資産当期純利益率	0.06	△ 2.91
資金運用利回 A	0.49	0.57
資金調達原価率 B	0.43	0.44
資金利鞘 A-B	0.06	0.13

総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

科 目	令和6年3月期	令和7年3月期
受取利息の増減	△ 723	12,305
支払利息の増減	△ 345	6,144

貸倒引当金の内訳

(単位:千円)

種 目	令和6年3月期		令和7年3月期	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	14,127	△ 2,288	13,634	△ 492
個別貸倒引当金	950	540	950	0
貸倒引当金合計	15,077	△ 1,748	14,584	△ 492

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円)

科 目	令和6年3月期	構成比%	令和7年3月期	構成比%
手形貸付	392	7.8	280	5.9
証書貸付	4,624	92.1	4,435	94.0
合 計	5,016	100.0	4,715	100.0

貸出金償却額

(単位:千円)

項 目	令和6年3月期	令和7年3月期
貸出金償却額	—	—

(注) 貸出金の償却は、破産および廃院先に対する貸出金のうち回収不能見込額に係る所定の措置であります。



貸出金担保別、用途別、業種別残高・構成比

(単位:千円)

項 目	令和6年3月期	構成比%	令和7年3月期	構成比%
総貸出金残高	4,709,849	100.0	4,545,540	100.0
担 不動産	2,517,310	53.5	2,320,701	51.1
保 信用保証協会・信用保険	0	0.0	0	0.0
組合預金積金	56,920	1.2	160,280	3.5
信用・保証	2,135,619	45.3	2,064,558	45.4
使 運転資金	1,043,909	22.2	841,899	18.5
途 設備資金	2,663,778	56.5	2,703,303	59.4
その他(住宅消費等)	1,002,159	21.3	1,000,336	22.0
業 医療・福祉関連	3,554,038	75.5	3,376,691	74.2
種 地方公共団体	0	0.0	0	0.0
個人(住宅・消費等)	1,155,810	24.5	1,168,849	25.7

(注) (1) 1組合員に対する貸出金の限度額は、自己資本の25%以内とされています。
 (2) 組合員は群馬県医師会々員とご家族、関係団体及び役職員に限られております。
 (3) 組合員外の貸出には国・地方公共団体への貸出も含まれております。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:千円)

区 分	年度	残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)
破綻先債権	令和6年度	950	—	950	100.0
	令和5年度	—	—	—	—
延滞債権	令和6年度	—	—	—	—
	令和5年度	950	0	950	100.0
3ヶ月以上延滞債権	令和6年度	134,444	0	403	0.3
	令和5年度	9,444	0	28	0.2
貸出条件緩和債権	令和6年度	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—
合 計	令和6年度	135,394	0	1,353	0.9
	令和5年度	10,394	0	978	9.4

(注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
 2.「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
 3.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.および2.を除く)です。
 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
 5.「担保、保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
 6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しておりリスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
 7.保全率(B+C)/(A)は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
 8.これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:千円、%)

区 分	年度	債権額(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D)=(B)+(C)	保全率(D)/(A)	貸倒引当金引当率(C)/(A)ー(B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	950		950	950	100.0	100.0
	令和5年度	950	0	950	950	100.0	100.0
危険債権	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—	—
要管理債権	令和6年度	9,444		28	28	0.3	0.3
	令和5年度	9,444	0	28	28	0.2	0.2
不良債権計	令和6年度	10,394		978	978	9.4	9.4
	令和5年度	10,394	0	978	978	9.4	9.4
正常債権	令和6年度	4,535,146					
	令和5年度	4,699,455					
合 計	令和6年度	4,545,540					
	令和5年度	4,709,849					

不良債権比率	令和5年度	0.22%
	令和6年度	0.22%

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
固定金利貸出	71	452
変動金利貸出	4,638	4,092
合 計	4,709	4,545

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和6年3月期	令和7年3月期
人件費	60,673	53,104
報酬給料手当	55,663	47,732
賞与引当金純繰入額	0	△ 200
退職給付費用	448	448
社会保険料等	4,561	5,123
物件費	35,763	35,988
事務費	22,269	22,641
固定資産費	6,436	6,637
事業費	2,858	2,724
人事厚生費	364	445
預金保険料	3,320	3,352
その他	515	186
税金	66	54
経費合計	96,502	89,147

代理貸付残高

(単位:百万円)

項 目	令和6年3月期	令和7年3月期	備 考
独立行政法人福祉医療機構	0	0	代理貸付額の20%相当額を
(同上債務保証額)	0	0	組合が保証しております。

(注) 債務保証の見返勘定は信用供与に代替する偶発債務でオフバランス取引に該当いたします。

諸手数料

種 類		金額(円)
振込手数料	3万円未満	345
	3万円以上	600
為替組戻手数料		600
残高証明発行手数料		無料
証書・通帳類の再発行		無料
融資条件の変更		無料

3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5.「担保・保証等(B)」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7.金額は決算後(償却後)の計数です。

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

項 目	令和6年3月期		令和7年3月期	
	金 額	構成比%	金 額	構成比%
国 債	8,392	82.8	5,601	65.5
地方債	—	—	466	5.4
社 債	1,738	17.2	2,472	28.9
株 式	0	0.0	0	0.0
合 計	10,130	100.0	8,540	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

内国為替の取扱実績

(単位:件、百万円)

項 目	令和6年3月期		令和7年3月期	
	件 数	金 額	件 数	金 額
仕向為替 他の金融機関向け	5,266	7,855	5,688	11,019
被仕向為替 他の金融機関から	4,438	5,095	4,406	5,227

有価証券の時価情報

(単位:百万円)

時価が貸借対照表計上額を超えるもの						
種類	令和6年3月期			令和7年3月期		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
国 債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの						
種類	令和6年3月期			令和7年3月期		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
国 債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	979	923	△ 56
社 債	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	979	923	△ 56

(注)時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
(単位:百万円)

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
種類	令和6年3月期			令和7年3月期		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国 債	1,771	1,740	30	1,727	1,722	4
地方債	—	—	—	—	—	—
社 債	301	299	1	—	—	—
小 計	2,072	2,040	32	1,727	1,722	4
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
種類	令和6年3月期			令和7年3月期		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国 債	5,890	6,637	△ 747	1,948	2,372	△ 423
地方債	—	—	—	488	499	△ 11
社 債	1,593	1,698	△ 105	2,861	3,089	△ 227
小 計	7,483	8,336	△ 852	5,299	5,961	△ 662
合 計	9,556	10,376	△ 820	7,026	7,684	△ 657

(注)貸借対照表計上額は当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

満期保有目的の債券

その他有価証券

自己資本の充実の状況等

《定性的な開示事項》

1. 自己資本調達手段の概要

- ・当組合の自己資本につきましては、群馬県内の医師・医療機関ならびにこれらに関連するお客さまによる（普通）出資金にて調達しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- ・当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。
- ・なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支予算に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。
- 〔参考 令和7年3月末現在の自己資本比率は16.53%となっております。〕

3. 信用リスクに関する事項

【リスク管理態勢】

- ・信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクを指します。
- ・信用供与業務の基本的な理念や手続き等を明示した「審査の基準」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。
- ・個別案件の審査・与信管理にあたりましては、相互牽制機能、経営陣による審議に加え、員外監事による妥当性の検証などを実施しております。

【評価・計測】

- ・信用リスクの評価・計測は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、自己査定による債務者区分などの管理をしております。

【貸倒引当金の計算基準】

- ・「自己査定基準」および「償却・引当基準」の規定に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出された貸倒実績率を基に算定し、「償却・引当基準」の規定により引当をしております。
- ・その結果については、員外監事の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

【リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称】

- ・リスク・ウエイトの判定基準は、適格格付機関が発表したものの中から、企業が適格格付機関に格付を依頼して取得した格付を使用しています。
- ・適格格付機関:日本格付研究所(JCR)、格付投資情報センター(R&I)、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)、ムーデーズ・インベスターズ・サービス・インク。
- ・また、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

4. 信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

- ・信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。
- ・担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しており、担保や保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。
- ・与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。
- ・当組合が扱う担保には、当組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、民間保証等があり、その手続については当組合が定める事務取扱要領および担保評価基準等により、適切な事務取扱および適性な評価・管理を行っております。
- ・なお、告示で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合の預金積金が該当します。
- ・また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、当組合が定める事務取扱要領や担保差入証の約定等により、適切な取扱いに努めております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

- ・該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

- ・該当ありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

【リスク管理態勢】

- ・オペレーショナル・リスクとは、事務事故・システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクを指します。
- ・オペレーショナル・リスクは業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。
- ・事務リスクについては、厳正な事務手続きの整備、その遵守はもちろん、小規模組合の特性を活かした牽制機能の強化と事務検証など、事務品質の向上に努めております。

【オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称】

- ・当組合は、令和5年度計数については基礎的手法を採用しております。令和6年度計数については、標準的計測手法かつ ILM を「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

- ・当組合が保有している出資金及び株式エクスポージャーに該当するものは、すべて、当組合の運営に基づく、上部関連団体や関連組織に対する出資・株式であります。
- ・なお、同上への出資・株式は、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

【リスク管理態勢】

- ・金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
- ・当組合は、定期的に評価・計測を行い、役員会等で、リスク状況を把握し、リスクを認識するとともに適切な対応を講じる態勢としております。
- ・具体的には、適正な評価・計測に基づき、自己資本に対する影響度等を測定し、リスクを管理可能、負担可能な範囲にコントロールしております。
- ・このように、当組合では、将来の金利変動に対するリスク管理を厳格に行い、経営健全化に取り組んでおります。

【銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の算定方法の概要】

- ・金利リスクの計測方法
 - △EVE（Economic Value Equity）
再評価法
 - △NII（Net Interest Income）
金利ショックが基準日から12ヶ月間の純金利収入に与える影響額を計測
- ・金利リスク計測の頻度
四半期毎
- ・計測対象金利感応度資産・負債
「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金債権」
- ・金利ショックに関する説明
『協同事業により金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを使用（当事業年度末では、日本円金利に1.00%の上方パラレルシフト（指標金利の上昇）が生じた場合の金利ショック）
- ・コア預金の取扱い
 - 対象：流動性預金全般
 - 算定方法：現残高50%相当額
 - 満期：5年以内（平均2.5年）

《単体における事業年度の開示事項》

I.自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,898	1,213
うち、出資金及び資本剰余金の額	160	158
うち、利益剰余金の額	1,738	1,055
うち、外部流出予定額(△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14	13
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	14	13
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	1,912	1,227
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ))(ハ)	1,912	1,227
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	8,709	7,222
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	248	199
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	8,958	7,422
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	21.35%	16.53%

※自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本比率について

- ・自己資本比率とは、資産額に占める自己資本額の割合で、信用協同組合等の自己資本比率は4%以上が必要とされています。
- ・この計算に用いる資産額は、貸借対照表に計上された額そのままではなく、保有している資産の種類や安全性の度合いごとに応じた掛け目(リスク・ウェイト)を乗じてリスクとなる額(リスク・アセット)を算出し、またオペレーショナル・リスクについては粗利益に一定の倍率を乗じて算出し合計したものです。
例えば、現金や国債、地方債などは安全性に問題ない資産としてリスク・ウェイトは0%で、リスク・アセット額もゼロとなり、また民間向けの貸出金は信用力に応じてリスク・ウェイトが細かく定められています。
- ・当組合の当期末の自己資本比率は16.53%であり、国内基準の4%を上回る高い安全性・健全性を維持しております。

Ⅱ.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	8,709	348	7,222	288
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	8,709	348	7,222	288
(i)ソブリン向け	—	—	—	—
(ii)金融機関向け	1,886	75	1,760	70
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			—	—
(iii)カバード・ボンド向け			—	—
(iv)法人等向け	3,535	141	2,312	92
(v)中小企業等・個人向け	199	7		
(vi)中堅中小企業等・個人向け			2,573	102
トランザクター向け			—	—
(vii)抵当権付住宅ローン	37	1		
(viii)不動産取得等事業向け	—	—		
(ix)不動産関連向け			22	0
自己居住用不動産等向け			22	0
貸切用不動産向け			—	—
事業用不動産関連向け			—	—
その他不動産関連向け			—	—
ADC向け			—	—
(x)劣後債権及びその他資本制証券等			295	11
(xi)三ヶ月以上延滞等	15	0		
(xii)延滞等向け			240	9
(xiii)自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			—	—
(xiv)出資等	—	—		
出資等のエクスポージャー	—	—		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
(xv)株式等			—	—
(xvi)重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii)他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	494	19	—	—
(xviii)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	8	0	8	0
(xix)その他	2,532	101	10	0
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
④未決算取引			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	248	9	199	7
BI			—	
BIC			—	
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	8,958	358	7,422	296

(注) 1. 所要自己資本の額 = リスク・アセット額 × 4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - ①金融再生法施行規則上の「破産厚生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 「その他」とは(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、その他資産等が含まれます。
7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. オペレーショナルリスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9. 当組合は、標準的測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

10. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%



(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞エク スポー ジャー	延滞エク スポー ジャー
			貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	546	706	—	—	546	706	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	300	763	—	—	300	763	—	—	—	—
情報通信業	98	98	—	—	98	98	—	—	—	—
運輸業、郵便業	373	448	—	—	373	448	—	—	—	—
卸売業、小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	9,845	9,289	—	—	395	485	—	—	—	—
不動産業	179	265	—	—	179	265	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	1,781	1,564	1,781	1,564	—	—	—	—	—	135
その他のサービス業	1,643	1,614	1,643	1,519	—	95	—	—	—	—
その他の産業	129	293	129	293	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	7,661	5,144	0	—	7,661	5,144	—	—	—	—
個人	1,155	1,168	1,155	1,168	—	—	—	—	—	—
その他	32	38	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	23,744	21,390	4,709	4,545	9,556	8,006	—	—	—	—
1年以下	9,562	9,482	112	167	0	1,157	—	—		
1年超3年以下	1,937	1,509	385	495	1,552	805	—	—		
3年超5年以下	754	1,397	337	313	417	875	—	—		
5年超7年以下	887	938	491	457	396	572	—	—		
7年超10年以下	1,431	1,995	546	473	885	1,658	—	—		
10年超	9,138	6,030	2,835	2,638	6,303	2,937	—	—		
期間の定めのないもの	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他	32	38	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計	23,744	21,390	4,709	4,545	9,556	8,006	—	—		

- (注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額です。
- 2.「三カ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
- 3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産厚生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 4.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他資産、有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。
- 5.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 6.業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	16	—	—	2	14
	令和6年度	14	—	—	1	13
個別貸倒引当金	令和5年度	0	—	—	—	0
	令和6年度	0	—	—	—	0
合計	令和5年度	16	—	—	2	14
	令和6年度	14	—	—	1	13

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増価額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
医療、福祉	0	0	—	—	—	—	—	—	0	0	—	—
その他のサービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	0	0	—	—	—	—	—	—	0	0	—	—

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分の内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク ・アセットの額	
	令和6年度					
現金	3	－	－	－	－	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,680	－	－	－	－	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	1,611	－	－	－	－	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	8,803	－	1,760	－	1,760	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	4,127	－	2,410	－	2,312	56
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,647	－	2,573	－	2,573	97
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け	90	－	22	－	22	25
自己住居用不動産等向け	90	－	22	－	22	25
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	196	－	295	－	295	150
延滞等向け(自己住居用不動産等向けを除く)	160	－	240	－	240	150
自己住居用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－
合計					7,203	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.2%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	令和6年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,760	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,009	—	—	—	—	—	—	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	—	—	—	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
自己住居用不動産等向け	—	—	—	—	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け（自己住居用不動産等向けを除く）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
自己住居用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	1,760	22	—	—	—	—	1,009	—	—	—	—	—	—	

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和6年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,760	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	177	—	1,302	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,489	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	2,395	—	—	—	—	—	—	—	—	2,395	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22	
自己住居用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	295	—	—	—	295	
延滞等向け（自己住居用不動産等向けを除く）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	240	—	—	—	240	
自己住居用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	—	177	—	1,302	—	—	2,395	—	—	—	—	535	—	—	—	7,203	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

へ、リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額 令和5年度	
	格付適用あり	格付適用なし
0 %	—	7,673
10 %	—	—
20 %	—	9,431
35 %	—	108
50 %	—	—
75 %	—	266
100 %	1,895	4,151
150 %	—	10
250 %	198	12
1250 %	—	—
合 計	2,093	21,651

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウエイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	14,240	—	—	1,783
40%～70%	2,479	—	—	1,009
75%	237	—	—	177
80%	—	—	—	—
85%	1,648	—	—	1,302
90%～100%	2,429	—	—	2,414
105%～130%	—	—	—	—
150%	356	—	—	535
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	21,390	—	—	7,222

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		51	115	－	95	－	－
①ソブリン向け		－	－	－	－	－	－
②金融機関向け		－	－	－	－	－	－
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		－	－	－	－	－	－
③カバード・ボンド		－	－	－	－	－	－
④法人等向け		42	115	－	95	－	－
⑤中小企業等・個人向け		－	－	－	－	－	－
⑥中堅中小企業等・個人向け		－	－	－	－	－	－
⑦抵当権付住宅ローン		－	－	－	－	－	－
⑧不動産取得等事業向け		－	－	－	－	－	－
⑨不動産関連向け		－	－	－	－	－	－
自己居住用不動産等向け		－	－	－	－	－	－
賃貸用不動産等向け		－	－	－	－	－	－
事業用不動産関連向け		－	－	－	－	－	－
その他不動関連向け		－	－	－	－	－	－
ADC向け		－	－	－	－	－	－
⑩劣後債権及びその他資本性証券等		－	－	－	－	－	－
⑪三ヶ月以上延滞等		9	－	－	－	－	－
⑫延滞等向け		－	－	－	－	－	－
⑬自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		－	－	－	－	－	－
⑭出資等		－	－	－	－	－	－
出資等のエクスポージャー		－	－	－	－	－	－
重要な出資のエクスポージャー		－	－	－	－	－	－
⑮株式等		－	－	－	－	－	－
⑯その他		－	－	－	－	－	－

(注) 1. 当組合は、的確金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成 18 年金融庁告示第 22 号)第 45 条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第 46 条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑯に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、その他資産等が含まれます。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(6)出資金又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非上場株式等	8	—	8	—
合 計	8	—	8	—

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

ロ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	△820	△657

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(8)金利リスクに関する事項(※1)(※2)

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期
1	上方パラレルシフト	612	961	46	39
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	571	945	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	—	—	—	—
7	最大値	612	961	46	39
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		令和7年3月期 1,227		令和6年3月期 1,912	

法令の遵守体制

法令の遵守(コンプライアンス)とは、法令や様々なルール、組合内の諸規定を守り行動し不正のない健全な組合を構築し、社会的使命を果たすとともに組合員みなさまの信頼にお応えすることです。

当組合では「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、その中で「行動綱領」や「法令等遵守規程」等を定め、役職員一人ひとりが法令の遵守の徹底を図っております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

○中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、医療業界の専門金融機関として、従来から金融サービスの向上に努めてまいりました。さらにこれまでの取組みを踏まえ、金融仲介機能の更なる充実を図るためご利用の先生方からのご融資関するご相談について、適切かつ丁寧な対応に努め、迅速かつ的確に対応するための取組みを強化することとしております。

○取組状況

当組合は、お客様のライフサイクルに応じ、ご開業、医院継承支援や後継者育成のための教育支援など、担保保証人条件を緩和した、特定目的ローンを随時新設するなど、お客様ニーズにあわせにご利用しやすい商品の提供につとめております。

またご融資審査にあたり地域医療の特性や診療科目による経営特徴を参考に柔軟な対応を図っております。

お客様のお申出に対しては店内窓口のほか、極力お客様宅等へ訪問し面談で丁寧な説明を行い対応しております。

『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針』及びその取組状況

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行なっております。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客さまにご理解・ご納得をいただきますよう努めてまいります。

1.お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人（個人事業主を含む）と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人（個人事業主を含む）と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人（個人事業主を含む）のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人（個人事業主を含む）から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2.万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3.お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1.①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

項 目	令和6年3月期	令和7年3月期
新規に無保証で融資した件数	64 件	64 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	96.96 %	98.46 %
保証契約を解除した件数	0 件	0 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0 件	0 件

地域密着型金融への取組み状況(令和6年4月～令和7年3月)

1.項 目	(1)ライフサイクルに応じた開業医、勤務医等の支援強化 事業承継・開業支援・資金繰支援	(2)事業価値を見極める融資、医療業に適した資金供給手法の徹底 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等	(3)地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献 地域活性化につながる多様なサービスの提供、資金供給
2.タイトル	医業承継・新規開業・資金繰支援・教育資金負担軽減への支援	資金供給手法の拡大	医療関連団体への積極融資等地域医療の充実支援
趣 旨	医業者のライフサイクルで最も資金の必要な時期に、金利や返済期間を優遇し、負担軽減を図る。	不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進とより利用しやすい融資制度の創設、既存商品の改善・見直しを図る。	収益重視の金融機関では取扱い困難な、医業インフラ整備を目的とした地域医療充実に役立つ金融面での貢献。
3.取組み内容	・勤務医の開業支援 ・医業後継者への承継資金 ・子弟等の教育資金 ・居宅新築資金	・定性情報を重視した融資。 ・担保、保証人条件に過度に依存しない審査体制。 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく態勢整備。	1.医療関連団体(郡市医師会等)への融資 2.看護学校の整備、産婦人科医・助産師不足、小児科医不足対策などに関わる資金の融資 3.病医院の看護職員確保のための育英資金融資制度の取扱継続。
4.実 績	医業サポートローン 4件/180百万円 教育ローン 10件/117百万円	医療機器ローン 5件/48百万円 ニューオートローン 26件/191百万円 リニューアルローン 4件/62百万円	10件/3百万円

当組合の地域貢献

当組合は、群馬県の医業関係者を組合員とする業域信用組合であり、組合員がお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。

金融業務を通じて組合員の医業経営に関する事業の発展に寄与しており、ひいては地域住民の医療および健康管理にも貢献しております。

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当組合では、お客様により一層のご満足いただけるよう、お取引に係るご苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先

「本店」をお願いいたします。

本店 営業部長

住 所：前橋市千代田町1-7-4

受付時間：午前9時～午後5時

電話番号：027-233-7306

(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

苦情等のお申し出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています(詳しくは、当組合本店へご相談ください)。

名 称	群馬地区しんくみ苦情等相談所 ((社)群馬県信用組合協会)	しんくみ相談所 ((社)全国信用組合中央協会)
住 所	〒371-0026 前橋市大手町3-3-1 (群馬県中小企業会館)	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	027-232-3120	03-3567-2456
受付時間	月～金 (祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00	月～金 (祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。



東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合本店またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

例えば、埼玉弁護士会の仲裁センター（現在、群馬は無し）に事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

例えば、お客様は、群馬弁護士会にお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

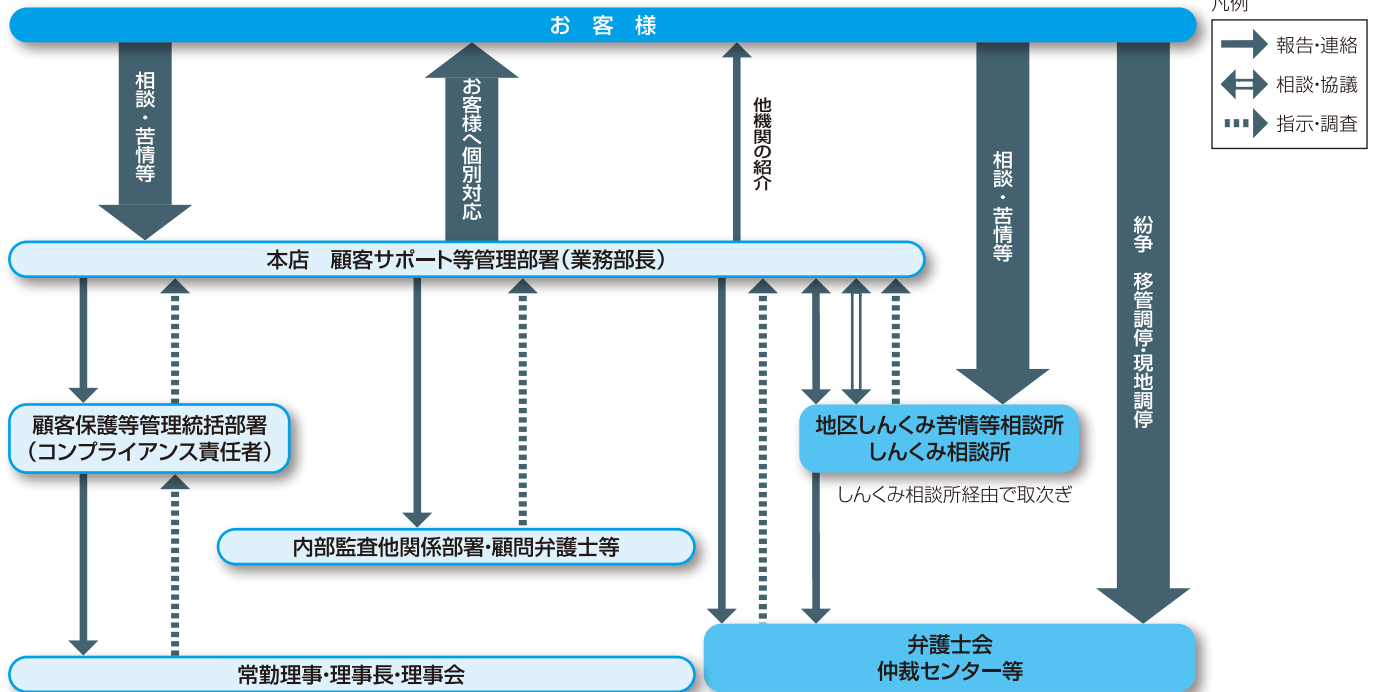
* 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称	群馬弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	027-234-9321	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金 (除 祝日、年末年始) 10:00～17:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、本店で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、営業部長が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、必要な調査を行って苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取り組みを不断に行います。

苦情受付・対応態勢(令和7年4月1日現在)



報酬体系

1.対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。

(1)報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位等を勘案し理事会において決定しております。

また監事報酬につきましては監事の協議により決定しております。

【賞与】

理事、監事に対して賞与は支給しておりません。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2)令和6年度における役員に対する報酬

(単位:千円)

区分	当期中の報酬額	総代会で定められた報酬限度額
理事	15,673	30,000
監事	2,270	10,000
合計	17,943	40,000

注1.上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2.支払人数は、理事16名、監事4名です。

(3)その他

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2.対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2.「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「諸給与規定」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。





前橋市千代田町1丁目7番4号
群馬メディカルセンター 別館2階

E-mail ishishin@mail.gunma.med.or.jp